産業廃棄物を排出する事業者の皆様へ



蛍光管等の水銀廃棄物の取扱いに ご注意ください!

平成29年10月1日に、廃棄物処理法改正施行令等が施行され、 <u>蛍光管など水銀が含まれる廃棄物(水銀使用製品産業廃棄物な</u> ど)に関する基準が追加されました。











例:一部の電池、蛍光ランプ、電気制御用のスイッチ及びリレー、水銀体温計、水銀式血圧計等 ※ 水銀使用製品産業廃棄物については、環境省「水銀廃棄物ガイドライン」(59ページ、5.1.1 水 銀使用製品産業廃棄物)をご確認ください。

≪追加された基準(排出事業者向け)≫

- 保管時に他の物と混合させてはいけません!!
 - ⇒ 仕切り等を設けるなどの措置を講ずること。
 - ⇒ 建設現場等にある鉄製コンテナなどに混載しないように。
- ▶ 保管場所の掲示板には、「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記!!
- ▶ 処理委託は、許可を有する業者へ!!
 - ⇒ 「水銀使用製品産業廃棄物」を取り扱うことを許可証で確認すること。
 - ⇒ 水銀の回収義務付け品については、回収できる処理業者に委託すること。
- ▶ 情報をしっかり発信!!
 - ⇒ 委託契約書及びマニフェストに、「水銀使用製品産業廃棄物」が処理委託 される旨記載すること。

上記が守られない場合、排出事業者が、罰せられることになります。 適正処理のため、排出事業者は責任をもって対応してください。

◆参考ホームページ

【環境省】『水銀廃棄物関係』

http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html 【北九州市】『法改正(水銀関係)に伴う処理基準の遵守及び必要な手続きについて』 http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/00900089.html

お問い合わせ

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課 TEL:093-582-2177(直通)

水銀使用製品廃棄物を処分するときの留意事項

① 保管

▶水銀使用製品産業廃棄物が組み込まれている製品を廃棄する場合に、製品を取り外そうとして、破損してしまった場合、水銀が飛散してしまうおそれがあるので、容易に取り外せない製品については、取り外さずに排出すること。

▶破損した場合に、その他廃棄物が水銀によって汚染されることがないように、また、他の廃棄物を 混合されて不適正な処分が行われないように、仕切りを設ける、専用の容器に入れる等必要な措置 を講じて、その他のものと混合するおそれがないように保管すること。

▶水銀が飛散・流出しやすく取り扱いに注意が必要な照明機器や計測機器の保管にあたっては、破損及び水銀の流出を防げるよう、適切な容器を使用すること。破損した場合は、密閉できる容器等に入れて、水銀の飛散・流出を防止する措置を講じること。

▶電池類は雨水によって腐食しやすいため、雨水の浸入を防止した場所に保管すること。

▶品目によって、また未破損か破損かによって処理方法が異なる場合があるため、品目・破損状態ごとに保管をすること。

▶ガラスくず、金属くず、汚泥といった水銀使用製品産業廃棄物の性状を踏まえた産業廃棄物の種類を記載するとともに、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を示すこと。

産業廃棄物の保管場所	
保管する廃棄物の種類	ガラスくず、汚泥(水類使用製品産業廃棄物)
積み上げ高さ	OOm
管理責任者	□□ □□□(△△△錄)
連絡先	TEL: XXX - XXXX
注意事项	 - 水漿使用製品産業廃棄物の保管場所につき 関係者以外立入禁止。 - 許可なくして持ち出し禁止。
	 ・容器等の破損を見つけた場合は上記へ 連絡してくだない。

水銀使用製品産業廃棄物の保管施設の表示の例 ※縦及び横それぞれが60cm以上であること。

② 処理の委託

▶水銀回収が義務付けられている水銀使用製品産業廃棄物の処理を委託する場合は、処理の委託先に その旨を伝えること。製品中のおおよその水銀含有量、組込製品の場合は水銀が使用されている箇 所を伝えること。

▶水銀使用製品産業廃棄物である旨を記載する点を含め、委託基準(廃棄物処理法第12条第5~6項)を遵守するとともに、処理状況を確認し、安定型最終処分場に処分されないことを含め、一連の処理の行程における処理が適正に行われるための必要な措置を講ずること。

③ マニフェスト

トマニフェストの産業廃棄物の種類欄に、ガラスくず、金属くず、汚泥など水銀使用製品産業廃棄物の性状を踏まえた産業廃棄物の種類の記載とともに、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨及びその数量を記載すること。

▶廃棄物処理法第12条の3第7項の規定に基づくマニフェストに関する報告書において、産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を示すこと。

4 帳簿

▶廃棄物の処理法第12条第13項の規定に基づく帳簿において、産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を示すこと。

その他の改正について

「汚泥、燃え殻、ダスト類、鉱さい、廃酸及び廃アルカリで、水銀又はその化合物の含有量が15mg/kg(L)以上のものが、『水銀含有ばいじん等』として定義され、処理基準等が追加されました。

詳細は、当課ホームページ(『法改正(水銀関係)に伴う処理基準の遵守及び必要な手続きについて』http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/